

消防災第265号
平成23年8月10日

各都道府県知事 }
各指定都市市長 } 殿

消防庁長官

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を
改正する政令の施行について（通知）

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第254号）が、平成23年8月10日に公布、施行されました。については、貴都道府県内の市町村及び関係一部事務組合に対し、下記事項に留意の上、今回の政令改正の趣旨に沿って適切に運用されるよう周知願います。

記

1 改正の趣旨

東日本大震災に係る消防団員等公務災害補償に要する経費の支払等の安定的な実施を確保するため、平成23年度に限り、市町村及び水害予防組合が消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人に支払う掛金の額を引き上げること。

2 改正の内容

平成23年度に限り、市町村又は水害予防組合の消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を団員1人当たり1,900円から24,700円に引き上げたこと。（第4条第1項第1号及び第2号並びに第2項第1号）

3 適用関係

平成23年度に限り、改正後の掛金の額から改正前の掛金の額を控除した残額に相当する金額の掛金の支払期限を原則12月末日とするなど、消防団員等公務災害補償等共済基金又は指定法人に対する市町村及び関係一部事務組合の掛金について、支払期限の特例を設けたこと。
（改正政令附則第2項）